職員の業務負担の軽減に関する項目

　平成30年度より国において「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画」として、コンピュータ機器や大型提示装置等ハードウェアの導入、超高速インターネット及び無線ＬＡＮの整備、ＩＣＴ支援員の配置等に必要な経費についての地方財政措置が講じられており、その積極的な活用についてお願いをしているところ。

　また、国において、「GIGAスクール構想」により、GIGAスクールサポーターも含め、様々な国庫補助が示された。これらの補助金を活用し、市町村がそれぞれの状況に応じて専門員の配置を進めているところ。

職員の休憩時間に関する項目

学校における休憩時間につきましては、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態も踏まえ、適切に運用されていると認識している。

　なお、休憩時間の適切な運用については、「休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取るよう指導すること。」として市町村教育委員会に対し指導・助言しているところ。

　また、「府立学校に対する指示事項」「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努めるよう、管理職に周知しているところ。

職員の業務負担の軽減に関する項目

府が実施する事業に係る研究指定校については、市町村教育委員会を通して募集しているところ。市町村教育委員会は、域内の状況や推進したい研究の方向性、事業の目的、内容等を鑑みて事業への参画を検討し、学校と相談の上で指定校を決定している。指定校となった学校は、年間計画に基づき、主体的に研究を進めていただいているところ。

職員の業務負担の軽減に関する項目

　講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、講師登録説明会の開催、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

　また、代替者の確保については、今年度より講師の事前任用を開始し、その効果や影響等について検証を行い、その結果を踏まえ、来年度の実施方法等について検討しているところ。

　また、学校における働き方改革を進める観点から、令和２年８月より、長期休業期間中における代替教員等の措置につきましても、適切に対処しているところ。

　これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員に対する研修に関する項目

　校外研修がWeb開催となった場合も、勤務時間内に実施することや、分割して受講してもよいことを、実施マニュアルに示している。また、管理職に対しても、校長等連絡協議会において、その旨を伝えている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

校長・准校長・教頭・各市町村教育委員会に対しては、「評価」に対する理解を深め、育成・評価能力の向上を図る目的で、毎年「育成・評価者研修」を実施している。

この中で、学校教育目標を踏まえ、当該教職員の役割や経験に沿った個人目標の達成度や、年間を通じた取組み全般を評価基準に基づき、総合的かつ客観的に評価を行い、「育成」の観点から教職員に対して「助言・指導」を行うよう指導しているところ。

今後とも、育成評価者に求められるスキルに重点を置いた「育成・評価者研修」の充実に努め、改善を図っていく。

職場環境の改善に関する項目

　職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であり、組織にとって大きな損失をもたらすもの。

　令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われた。

これを踏まえ、府教育庁ではハラスメントの防止及び対応に関する指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに通知するとともに、市町村教育委員会あてに参考送付した。

　加えて、教職員がハラスメントを受けた経験や教育庁・学校のハラスメント防止の取組みが、予防や解決に役立っているかなどを把握するため、府立学校の教職員を対象として、「教職員間のハラスメント実態把握アンケート」を実施した。

　また、今年度の「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げている。

　さらに、今年度も府立学校新任校長・教頭研修、小中学校新任校長・研修などを通じて、ハラスメント防止について講義を実施した。

　今後とも、管理職及び教職員の意識啓発を図るなど、安心して働くことのできる職場環境をつくるよう、指導・助言に努めていく。

職場環境の改善に関する項目

相談窓口については、年度当初に各学校及び市町村教育委員会あてに調査を実施し、校内相談窓口が適切に設置されているか、府教育センターや大阪府教育庁教職員人事課等の相談窓口が教職員に適切に周知されているか等を確認し、必要な指導をしているところ。

　今後も相談窓口の設置・周知状況について適宜把握した上で必要な指導を行っていく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

　学習指導要領には、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取れいれること。」と明示されており、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編において、その内容が解説されている。

　府教育庁としては、令和２年度より実施している府事業「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業において、「自立活動ハンドブック（小学校版）」をとりまとめ、府内小・中・義務教育学校へ配付し、府教育庁のホームページにもアップロードをしている。令和３年度は、中学校版の作成をすすめており、年度末に配付する予定。